



栃木県公報

令和2(2020)年
10月2日(金)
第143号

目次

告示

○予定保安林	847
○解除予定保安林	847
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定	848
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービスの事業の廃止	848
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定相談支援の事業の廃止	848
○地籍調査の成果の認証	849
○道路の区域の変更	849
○道路の供用開始	850

公告

○開発行為の工事完了	850
人事委員会	
○職員の退職手当に関する規則の一部改正	851

告示

栃木県告示第522号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2(2020)年10月2日

栃木県知事 福田 富一

- 1 保安林予定森林の所在場所
那須郡那珂川町大山田下郷字前裁3438、3446、字和田3455
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

栃木県告示第523号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2(2020)年10月2日

栃木県知事 福田 富一

- 1 解除予定保安林の所在場所
日光市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林整備課）

栃木県告示第524号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり公示する。

令和2(2020)年10月2日

栃木県知事 福田 富一

事業所番号	事業所		事業者		指定の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0920200201	グループホームかのん	足利市末広町6-2	有限会社カノン	足利市福居町1121-9	令和2(2020)年9月1日	共同生活援助
0910800697	短期入所 小山乙女	小山市乙女1261-8	ソーシャルインクルー株式会社	東京都品川区南大井6-25-3	令和2(2020)年9月1日	短期入所
0920800125	ソーシャルインクルーホーム小山乙女	小山市乙女1261-8	ソーシャルインクルー株式会社	東京都品川区南大井6-25-3	令和2(2020)年9月1日	共同生活援助

栃木県告示第525号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり公示する。

令和2(2020)年10月2日

栃木県知事 福田 富一

事業所番号	事業所		事業者		廃止の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0912500188	総合相談支援事業所ケアサプライ	那須町漆塚762-102	特定非営利活動法人ヘルプとサポート22	那須町漆塚762-102	令和2(2020)年8月31日	自立生活援助

栃木県告示第526号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定により指定一般相談支援事業者から指定地域相談支援の事業の廃止の届出があったので、同法第51条の

30第1項の規定により次のとおり公示する。

令和2(2020)年10月2日

栃木県知事 福田 富一

事業所番号	事業所		事業者		廃止の年月日
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	
0932500150	総合相談支援事業所ケアサプライ	那須町漆塚762-102	特定非営利活動法人ヘルプとサポート22	那須町漆塚762-102	令和2(2020)年8月31日

(障害福祉課)

栃木県告示第527号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和2(2020)年10月2日

栃木県知事 福田 富一

調査を行った者の名称	調査区域	成果の名称	認証年月日
鹿沼市	鹿沼市緑町三丁目及び幸町二丁目の各一部	鹿沼市緑町三丁目及び幸町二丁目の各一部(緑町・幸町Ⅲ地区)の地籍図及び地籍簿	令和2(2020)年9月15日
矢板市	矢板市東泉の一部	矢板市東泉の一部(東泉Ⅰ地区)の地籍図及び地籍簿	令和2(2020)年9月15日
矢板市	矢板市扇町一丁目、鹿島町及び末広町の各一部	矢板市扇町一丁目、鹿島町及び末広町の各一部(扇町Ⅰ地区)の地籍図及び地籍簿	令和2(2020)年9月15日
那須塩原市	那須塩原市下中野の一部	那須塩原市下中野の一部(下中野Ⅲ地区)の地籍図及び地籍簿	令和2(2020)年9月15日

(農村振興課)

栃木県告示第528号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和2(2020)年10月2日から同年11月2日まで一般の縦覧に供する。

令和2(2020)年10月2日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類 県道

路線名 一般県道 下野壬生線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
183	前	下都賀郡壬生町大字藤井字宿坪1214-3地先から 下都賀郡壬生町大字藤井字宿坪1211-2地先まで	9.5~12.0	59.8	

	後	下都賀郡壬生町大字藤井字宿坪1214-3地先から 下都賀郡壬生町大字藤井字宿坪1211-2地先まで	9.5 ~ 12.0	59.8	
--	---	--	------------	------	--

栃木県告示第529号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和2（2020）年10月2日から同年11月2日まで一般の縦覧に供する。

令和2（2020）年10月2日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
97	一般県道 黒磯停車場線	那須塩原市本町40-33から 那須塩原市本町40-33まで	令和2（2020）年 10月2日

(道路保全課)

公 告

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2（2020）年10月2日

栃木県知事 福田 富一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
河内郡上三川町大字西汗字館野1556番2	河内郡上三川町大字西汗698番地1	山 崎 陽 子
河内郡上三川町大字上蒲生字地藏堂1423番1	小山市大字横倉新田98番地1横倉新田待機宿舎201	齊 藤 夕 希 也
芳賀郡芳賀町大字西水沼2626番	塩谷郡高根沢町光陽台五丁目12番地8 プレジールB201	高 橋 亮 高 橋 智 子
下野市下古山字太夫沼116番8、字新田上175番11、175番12	東京都港区芝大門一丁目3番7号	オスコ産業株式会社
下都賀郡壬生町大字福和田字東原1604番83、1604番85、1604番86	下都賀郡壬生町大字福和田1604番地6	手 塚 美 幸
下都賀郡壬生町大字壬生丁字六美76番12	宇都宮市築瀬町2564番地2 ボヌール105	後 藤 田 美 穂 後 藤 田 健 二
下都賀郡壬生町大字壬生乙字御成橋東4022番1、4022番2、4022番3、4030番1	小山市扶桑一丁目8番17号	三正運輸株式会社
下都賀郡野木町大字野渡字中沖239番1	東京都八王子市北野台5丁目37番3号	岩 田 伸 一 岩 田 順 子
下都賀郡野木町大字野木字馬場西2602番2	茨城県古河市大山1728番地3 フェリオA103号室	押 部 優 希 押 部 勇 貴

(都市計画課)

人事委員会

栃木県人事委員会規則第十九号

職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十月二日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する規則(昭和二十九年栃木県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(条例附則第三十項ただし書に規定する人事委員会規則で定める額)</p> <p>2 略</p> <p>(特定退職者に関する暫定措置)</p> <p>3 受給資格に係る退職の日が雇用保険法施行規則附則第一条の四の期間内である者に係る第十二条の二及び第十七条第一項の規定の適用については、第十二条の二中「次のとおり」とあるのは「雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)附則第一条の四の規定により読み替えられた同令第三十六条(各号列記以外の部分に限る。)に規定する理由により退職した者のほか、次のとおり」と、第十七条第一項中「雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)」とあるのは「雇用保険法施行規則」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の退職手当に関する規則の規定は、令和二年五月一日から適用する。